

地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員退職手当規程

制定 平成18年 4 月 1 日
最終改正 平成31年 3 月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第51条第2項及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター就業規則第21条の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当)

第2条 この規程による退職手当は、別に定める場合を除き、職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当の支給額の決定その他については、職員の退職手当に関する条例（昭和37年岩手県条例44号）の適用を受ける岩手県職員の例による。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 3 月14日から施行する。